

佐賀県規則第17号

佐賀県県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県県税条例施行規則（昭和30年佐賀県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(条例第111条の11の2第3項の規則で定める書類)</p> <p>第8条 条例第111条の11の2第3項に規定する規則で定める書類は、第8条の6各号のいずれかに掲げる書類とする。</p>	<p>(条例第111条の11の2第3項の規則で定める書類)</p> <p>第8条 条例第111条の11の2第3項に規定する規則で定める書類は、<u>運転免許証又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録の番号及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件を証するに足りる資料並びに第8条の6各号のいずれかに掲げる書類とする。</u></p>

様式第34号の2中「健康保険証」を削り、「精神障害者福祉手帳」を「精神障害者保健福祉手帳」に改める。

様式第42号その1中	運 転 免 許 証	番 号	交 付 年 月 日	有 効 期 限	免 許 の 種 類	を	運 転 免 許 証 等	番 号	有 効 期 限	免 許 の 種 類

に改める。

様式第42号その2中「運転免許証」を「運転免許証等」に、「免許証番号」を「免許証番号又は免許情報記録の番号」に改める。

様式第107号中「健康保険証」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年3月24日から施行する。ただし、様式第34号の2及び様式第107号の改正規定については公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正前の佐賀県県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。